

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

国内旅行総合保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。

必ず
この説明書を
最後までお読み
ください

もしもお読みいただかないまま、
ご加入されると・・・？



いざ、というとき
困ったことに・・・



ご不明な点や「ご契約のしおり(▲1)」をご確認されたい場合は、
ご遠慮なく代理店または弊社までお問い合わせください。
ご加入者(▲2)と被保険者(▲3)が異なる場合は、ご加入者から
契約内容、本説明書の内容を被保険者全員にご説明ください。



弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

I 契約概要のご説明

国内旅行総合保険の、特に重要な情報をご説明したものです。

ステップ 1 補償内容について



ステップ 2 保険料・その他について

❗ ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、ご契約のしおり(▲1)・普通保険約款(▲4)・特約(▲5)をご確認ください。



ステップ 1 補償内容について

① 商品のしくみ

日本国内において、以下の急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされた場合に保険金をお支払いします。(*1)

旅行行程中(あらかじめお申し出いただいた国内旅行のため、住居を出発してから住居に帰られるまでの間(*2))に急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(*3)をされた場合に保険金をお支払いします。

- (*1) 急激性、偶然性、外来性を欠くケースについては、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。(例えば、職業病、テニス肩等)
- (*2) 「旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされた契約については、所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間となります。
- (*3) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

● 国内旅行総合保険とは、国内旅行傷害保険(傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約がセットされたものをいいます)に、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約などをセットしたものをいいます。

② 保険金をお支払いする主な場合

この保険の普通保険約款(▲4)および、国内旅行傷害保険特約で支払われる保険金の種類は以下のとおりです。

保険金の種類はさまざまな組み合わせでご加入いただくことが可能です。詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。

ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

死亡保険金



お支払いする場合 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

お支払い額 死亡・後遺障害保険金額の全額

❗ すでに支払われた後遺障害保険金がある場合は、以下の額をお支払いします。
お支払い額 = 死亡・後遺障害保険金額 - すでに支払われた後遺障害保険金の額

後遺障害保険金



お支払いする場合 事故の日からその日を含めて180日以内に、身体に所定の後遺障害が生じた場合

お支払い額 (後遺障害の程度に応じて) 死亡・後遺障害保険金額の3%~100%

❗ お支払いする保険金は、保険期間を通じ合算して、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

用語解説

- ▲1【ご契約のしおり】……………保険に加入するにあたってご注意いただきたい大切なことがらや商品の内容を分かりやすく記載するとともに、保険約款を掲載している冊子のこと。
- ▲2【ご加入者】……………保険契約の当事者(保険料をお支払いいただく方)。
- ▲3【被保険者】……………保険の対象となる方のこと。

- ▲4【普通保険約款】……………保険契約の内容を記載している“保険約款”のうち、基本となる契約内容を定めたもの。国内旅行総合保険の普通保険約款としては、傷害保険普通保険約款が適用されます。
- ▲5【特約】……………普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するもの。なお、特約だけで契約することはできません。

入院保険金



お支払いする場合 平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合

お支払い額 入院した日数(実日数) × 入院保険金日額

❗ 事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限りです。

手術保険金



お支払いする場合 上記の入院保険金がお支払われる場合において、その治療のため、所定の手術を受けられた場合

お支払い額 (手術の種類に応じて) 入院保険金日額の10倍、20倍または40倍

❗ 1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。

通院保険金



お支払いする場合 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合

お支払い額 通院した日数(実日数) × 通院保険金日額

❗ 事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。

ご注意

平常の業務または生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。



③ 保険金をお支払いしない主な場合

この保険の普通保険約款(▲4)および、国内旅行傷害保険特約では、以下のケガをされた場合、保険金をお支払いしません。



●P.4記載の「保険金をお支払いしない主な場合」と併せてご確認ください。

●詳細は「ご契約のしおり(▲1)」に掲載している普通保険約款(▲4)・特約(▲5)の「保険金を支払わない場合」等をご確認ください。

疾病・心神喪失などを原因とする場合、お病気を原因とするケガ

妊娠・出産・早産・流産を原因としたケガ

酒酔運転・麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ



ビッケル・アイゼンなどの登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ



(注) これらの運動に対応する割増保険料をお支払いいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。

など

④ その他のオプション(特約▲5)について

国内旅行総合保険にセットできる主な特約は以下のとおりです。

賠償責任危険担保特約 ◆賠償責任保険金

保険金をお支払いする場合

日本国内で、旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

お支払い額 損害賠償金の額

❗ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。

(注) 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。



保険金をお支払いしない主な場合

・職務遂行に直接起因する損害賠償責任
・同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任(*6)
・航空機・船舶・車両(レンタカーを含みます。)・銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など
(*6) ホテル等の宿泊施設の客室等に与えた損害はお支払いの対象となります。

携行品損害担保特約 ◆携行品損害保険金

保険金をお支払いする場合

日本国内で、旅行行程中に携行品(カメラ、カバン、衣類等)が盗難・破損などにより損害を受けた場合

お支払い額 損害額-自己負担額 (1回の事故について、3,000円)

❗ 携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度額となります。また、損害額は、損害が生じた携行品の時価額または修繕可能な場合は修繕費(ただし、時価額を上限とします。)とし、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券、通貨などについては合計5万円)を限度とします。

(注1) 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全等に必要費用に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

(注2) 損害が盗難によって生じた場合には、警察署への届け出等が必要となります。



保険金をお支払いしない主な場合

・保険の対象が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、サビ、変色、虫食い
・置き忘れまたは紛失
・ビッケル・アイゼンなどの登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中に生じたその運動用品の損害
・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
・差し押し、破壊等の公権力の行使による携行品の損害 など
(注3) コンタクトレンズなど、お支払いの対象とならないものがあります。詳細については「ご契約のしおり(▲1)」等をご確認ください。

救護者費用等担保特約 ◆救護者費用等保険金

保険金をお支払いする場合

日本国内で、旅行行程中に
・搭乗する航空機や船舶が行方不明となったときまたは遭難したとき
・急激かつ偶然な外来の事故によって緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察などにより確認されたとき
・急激かつ偶然な外来の事故によるケガを被り、そのケガを直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院されたとき

お支払い額

ご加入者(▲2)、被保険者(▲3)または被保険者の親族が負担した捜索救助費用(*7)、交通費、宿泊費、移送費用などの費用(*8)のうち社会通念上妥当と認められる額

❗ 救護者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度額となります。

保険金をお支払いしない主な場合

・疾病・心神喪失などを原因とする費用
・妊娠・出産を原因とする費用
・酒酔運転・麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じた事故による費用
・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないものによって入院したことによる費用
・ビッケル・アイゼンなどの登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故により発生した費用(これらの運動に対応する割増保険料をお支払いいただいた場合、保険金お支払いの対象となります(*7)。) など

(*7) 捜索救助費用については、割増保険料をいただいた場合もビッケル・アイゼンなどの登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用はお支払いの対象となりません。

(*8) 対象となる費用の詳細については、「ご契約のしおり(▲1)」等をご確認ください。

遭難捜索費用担保特約 ◆ 遭難捜索費用保険金

(注)本契約をお申込みいただく場合は、専用申込書でのお手続きが必要となります。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合

日本国内で、山岳登山(ピッケル・アイゼンなどの登山用具を使用するものをいいます。)の行程中に遭難した場合

お支払い額

遭難したことによって支出した捜索・救出・移送のための費用(捜索・救出・移送活動に従事した方からの請求にもとづき被保険者(▲③)が支払った費用で、かつ、社会通念上妥当と認められる費用をいいます。)

！ 遭難捜索費用保険金額が保険期間中のお支払いの限度額となります。

保険金をお支払いしない主な場合

P.2およびP.4の「保険金をお支払いしない主な場合」に記載されている普通保険約款(▲④)および国内旅行傷害保険特約でお支払いできないものによる費用
(注)ただし、「ピッケル・アイゼンなどの登山用具を使用する山岳登山中の事故」はお支払いの対象となります。

※被保険者(▲③)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

ステップ 2 保険料・その他について

⑤ 保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間は、以下のとおりとなります。

詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にお客様がご加入される保険期間については、加入依頼書にてご確認ください。

国内旅行のため住居を出発してから住居に帰られるまで(*⑨)です。
上記期間に合わせて保険期間を設定してください。(この保険では1か月を超える旅行は対象となりませんのでご注意ください。)

(*⑨)「旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされた契約については、所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間となります。

⑥ 保険金額等の引受条件

保険金額の設定について、以下の点にご注意ください。

・各保険金額とも引受の限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、被保険者(▲③)の年齢・年収などに応じた引受の限度額があります。

特に被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。

・実際にお客様がご加入される保険金額については加入依頼書にてご確認ください。

⑦ 保険料と払込方法

保険料は保険金額、保険期間、旅行中に行う運動などにより決定されます。

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む「一時払」となります。実際にお客様にお支払いいただく保険料については、加入依頼書にてご確認ください。

具体的な保険料の額や、お選びいただける払込手段等、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。



⑧ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

⑨ 解約返れい金

ご契約の解約(▲⑩)を希望される場合は、代理店または弊社までご連絡ください。

解約された場合、契約内容や解約の条件により、未経過期間(▲⑦)に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いできる場合があります。

◆(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

Ⅱ 注意喚起情報のご説明

お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報をご説明したものです。

ステップ 1 ご加入時にご確認ください



ステップ 2 ご加入後にこんなことがあった場合は

! ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、ご契約のしおり(①)・普通保険約款(④)・特約(⑤)をご確認ください。

ステップ 1 ご加入時にご確認ください

詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。



① 保険金をお支払いしない主な場合

この保険の普通保険約款(④)および、国内旅行傷害保険特約では、以下のケガをされた場合、保険金をお支払いしません。

- ・P.2記載の「保険金をお支払いしない主な場合」と併せてご確認ください。
- ・詳細は「ご契約のしおり(①)」に掲載している普通保険約款・特約(⑤)の「保険金を支払わない場合」等をご確認ください。

ご加入者(②)、
被保険者(③)
の故意または
重大な過失に
よるケガ

被保険者の自
殺行為・犯罪
行為・闘争行
為などによる
ケガ

戦争、外国の武力行使、暴動などによるケガ
戦争危険等免責に関する一部
修正特約がセットされている
ため、テロ行為によるケガは
お支払いの対象となります。



地震・噴火ま
たはこれらに
よる津波によ
るケガ

核燃料物質
の有害な特
性などによ
るケガ

むちうち症
や腰痛など
で、医学的
他覚所見の
ないもの

など

② 告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)

加入依頼書等に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。

加入依頼書等に★が付された事項については、ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除(⑧)することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)。告知事項は、以下の事項となります。

旅行行程中または航空機搭乗中にお仕事に従事する
場合には、その内容



他の保険契約等(*1)を締結されている場合には、
その内容 (同時に申し込む契約を含みます。)

(*1)「保険契約等」とは、普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、家族傷害保険、所得補償保険、積立型の傷害保険等の保険契約または共済契約をいいます。
なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

③ 死亡保険金受取人の指定

・死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者(③)の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合、保険契約は無効となります。

④ 責任開始期(保険の補償が開始される時期)と保険料の払込猶予期間

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に開始します。

⑤ 共同保険について

引受保険会社は単独別個に保険契約上の責任を負います。

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

⑥ 包括契約に関する特約をセットしたご契約について

原則として、ご契約者(株式会社エヌズ・エンタープライズ)が契約内容変更に関する請求権、解約請求権等を有します。

その他、保険料の払込みの取扱い等が一般の契約とは異なりますので、詳細につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。



⑧【解除】……………
弊社からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせること。

7 ご加入者(♣²)の住所等を変更した場合

ご加入者の住所等を変更した場合にはご加入の代理店または弊社にご連絡ください。

8 解約(♣⁶)と解約返れい金

ご契約の解約は、ご加入の代理店または弊社にご連絡ください。

被保険者(♣³)からのお申し出によりご契約を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細につきましては、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、ご加入者(♣²)から被保険者全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

- ・返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約はぜひ継続されることをご検討ください。
- ・契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。

9 クーリングオフ(♣⁹)について

この保険は、クーリングオフの対象外です。

10 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - ・住民票、戸籍謄本等の被保険者(♣³)または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - ・レントゲン・MRIなどの傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
 - ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 被保険者に保険金を請求できない事情があり、代理人がいない場合は、被保険者の配偶者または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 賠償事故の場合、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。



11 保険会社が破綻したとき

引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。ただし、破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%まで補償されます。



♣⁹ [クーリングオフ]

一定期間(8日間)を経過するまでに、保険契約申込みの撤回や解約(♣⁶)ができる制度のこと。ただし、クーリングオフをする場合には、一定の条件があります。(保険期間1年超のご契約など)



個人情報に関するご案内

1. 弊社および東京海上グループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
 - ② 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
 - ④ 再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること
- ※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご覧ください。
2. 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。また、損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社までご照会ください。

◆東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はお客様相談センターにて承ります。



0120-650-350

受付時間：平 日 午前9時～午後8時
土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からご利用になれます。

保険に関する
ご意見・ご相談等
(国内から)

◆(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

ご加入内容 確認事項 (意向確認事項)



本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であること、お申し込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

1 ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望した内容でない場合は、代理店または弊社までお申し出ください。

- 「支払われる保険金」および「保険金をお支払いする場合」(*)
- 保険期間(保険のご契約期間。旅行期間に合わせて設定してください。)(*)
- 保険金額(ご契約金額)(*)
- 保険料(*)

(*) 詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご契約内容については加入依頼書にてご確認ください。

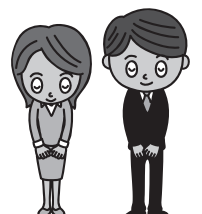


2 加入依頼書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は加入依頼書の訂正が必要となりますので、代理店または弊社までお申し出ください。

- 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
- 「旅行中に下記の運動を行う場合のみ」をご確認ください。
- 下記の運動を行うことについて、代理店または弊社にお申し出いただきましたか？

下記の運動等を行う場合は、あらかじめ割増保険料が必要となる場合があります。(割増保険料をいただけない場合、下記の運動等を行っている間の事故は保険金をお支払いできないことがあります。)

- 山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
- リュージュ、ポプスレー、スケルトン
- 航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンクグライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンクグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい)、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。搭乗、ジャイロプレーン搭乗
- その他これらに類する危険な運動



3 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただけましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社